

ID: 1704

担当部署: 町民環境課

| | | | |
|--|---------------------------|----------------|-----------|
| 処分の概要 | 勧告に係る措置命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 第22条第3項 | | |
| 法令番号 | 平成26年法律第127号 | | |
| 【基準】 | | | |
| <p>法第22条第3項の規定による。</p> <p>第22条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年10月1日 | 最終変更年月日 | 令和5年10月1日 |